

海津市告示第69号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定により、平成22年7月21日に海津市議会第1回臨時会を海津市議場に招集する。

平成22年7月14日

海津市長 松 永 清 彦

付議事件名

1. 平成22年度海津市一般会計補正予算（第2号）

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（18名）

1番	六 鹿 正 規 君	2番	伊 藤 秋 弘 君
3番	浅 井 まゆみ 君	4番	飯 田 洋 君
5番	山 田 武 君	6番	服 部 寿 君
7番	堀 田 みつ子 君	8番	藤 田 敏 彦 君
9番	赤 尾 俊 春 君	10番	川 瀬 厚 美 君
11番	渡 辺 光 明 君	12番	水 谷 武 博 君
13番	森 昇 君	14番	星 野 勇 生 君
15番	永 田 武 秀 君	16番	松 岡 光 義 君
17番	西 脇 幸 雄 君	18番	山 田 勝 君

不応招議員（なし）

平成22年海津市議会第1回臨時会

◎議事日程(第1号)

平成22年7月21日(水曜日)午前9時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第45号 平成22年度海津市一般会計補正予算(第2号)

◎出席議員(18名)

1番	六鹿正規君	2番	伊藤秋弘君
3番	浅井まゆみ君	4番	飯田洋君
5番	山田武君	6番	服部寿君
7番	堀田みつ子君	8番	藤田敏彦君
9番	赤尾俊春君	10番	川瀬厚美君
11番	渡辺光明君	12番	水谷武博君
13番	森昇君	14番	星野勇生君
15番	永田武秀君	16番	松岡光義君
17番	西脇幸雄君	18番	山田勝君

◎欠席議員(なし)

◎地方自治法第121条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

市長	松永清彦君	副市長	水谷敏行君
教育長	平野英生君	総務部長併 選挙管理委員会 事務局長	後藤昌司君

◎開会宣告

○議長（星野勇生君） 定刻でございます。ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、平成22年海津市議会第1回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（午前9時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（星野勇生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において8番 藤田敏彦君、9番 赤尾俊春君を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（星野勇生君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。今臨時会の会期は、本日1日としたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野勇生君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

◎議案第45号 平成22年度海津市一般会計補正予算（第2号）

○議長（星野勇生君） 次に日程第3、議案第45号 平成22年度海津市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

市長より提案理由の説明を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 皆さん、おはようございます。

本日、平成22年海津市議会第1回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙のところ御参集を賜り、まことにありがとうございます。

本日、御提案申し上げます案件は、ただいま上程になりました補正予算に関するもの1件でございます。

議案第45号の平成22年度海津市一般会計補正予算（第2号）につきまして、御説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,476万2,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳

出それぞれ145億6,966万3,000円とするものであります。

歳出としましては、総務費の総務管理費、海津庁舎管理費で、1階税務課執務室の北側にありますトイレの排水管が腐食によりまして排水不能となっており、この修繕に伴い工事請負費380万円を追加し、諸費で、中国江西省からの招待によりまして第5回中国中部投資貿易博覧会への出席に要する旅費40万円を追加いたしました。

土木費の道路橋梁費では、県営渡船委託料損害賠償請求事件の判決が確定したことを受けて、弁護士費用として委託料75万円、返還金として賠償金2,606万5,000円を追加いたしました。

次に、教育費の社会教育費では、公民館費で海西公民館会議室空調機の修理費用として、修繕料11万3,000円、ガス漏れ修繕工事費として工事請負費73万4,000円を、生涯学習センター管理費で、学習室系統の空調機の故障に伴いまして工事請負費290万円を追加いたしました。

歳入につきましては、諸収入で雑入として県営渡船損害賠償請求返還金2,150万9,000円を、繰越金で今回の補正の一般財源として、前年度繰越金1,325万3,000円を追加いたしました。

以上、提案理由を御説明申し上げましたが、何とぞよろしく御審議いただきまして、適切な御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星野勇生君） 提案理由の説明が終わりました。

ここでしばらく休憩といたします。

(午前9時05分)

○議長（星野勇生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前9時30分)

○議長（星野勇生君） それでは、議案第45号 平成22年度海津市一般会計補正予算（第2号）についての質疑を許可します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野勇生君） 4番 飯田洋君。

○4番（飯田 洋君） 今回の渡船の関係に関する返還金といいますか、賠償金の内容についてでございますが、渡船組合と円満に話し合いが行われまして、利息分の約半額を海津市が持つということで提案をされておりますが、そのほかにこの判決文を読みますと、訴訟費用の負担が書いてございます。そうしますと、まだ期間的に額は決まっておらないかと思うんですけれども、訴訟費用の基礎となる訴訟費用確定処分申立書というものが相手方から出されて、こういう金額が決まってきて、この判決文にありますように応分の負担が海津市に

も求められておりますけれども、こういう額がわかりましたら教えていただきたいのと、期間的にはまだ無理かと思うんですけれども、この金額に対する対応の仕方についてお答えをいただきたいと思います。

それから、判決による支払い額以外に海津市が支出をしてきたこれまでの負担があると思いますけれども、こういったものの費用負担割合、つまり渡船組合と市との負担割合と金額について教えていただきたいと思います。

第3点は、今回、弁護士費用が増額されておりますけれども、通常、弁護士費用につきましては、着手金と成功報酬に分けられると思いますけれども、今回の内容について、本来ですと敗訴の場合は成功報酬はないというふうに一般的には言われておりますけれども、今回の補正額の内容について教えていただきたいと思います。

第4点は、この二審の際に全協のときでも御意見がございましたんですけれども、民事訴訟法312条の上告理由につきましては、上告は判決に憲法の解釈に誤りがある、あるいは違反があることを理由にすることができる。また、318条につきましては、現判決に最高裁判例とは相反する判断がある事件を上告の受理申し立てができる、そのように書いてございまして、今回の判決につきましては、このことについては実質は事実誤認、あるいは法令違反を述べるにとどまり、該当しないということで棄却がされておりますけれども、こういったことにつきまして、市あるいは渡船組合に対して弁護士さんからのコメントがありましたら教えていただきたい。

以上4点をお願いいたします。

○議長（星野勇生君） 4点の質問がありました。

建設部長 伊藤恵二君。

○建設部長（伊藤恵二君） 飯田議員さんから4点ほどのお尋ねがございました。順次、順番に従いましてお答えをさせていただきたいと思います。

まず1点目の訴訟費用の負担でございますが、今回の訴訟費用につきましては、その額を計算したり金額を決定するための手続が、請求金額に比べまして労力が要ることなどから、請求されることはまずないというふうに考えております。したがって、今回の補正予算には訴訟費用は計上をいたしておりません。

それから、2点目の組合と市の負担割合はということでございますが、海津市といいますか、旧海津町と裁判に係ります弁護士費用、あるいは裁判に要する費用でございますが、それにつきまして、市の職員が労力を要した人件費等についてはこの中に入っておらないわけございまして、それ以外の市の負担についてはわかりませんが、組合がいかほど負担をされたのかということは承知しておりません。

それから、3点目の着手金と成功報酬でございますが、今回の弁護士費用の補正額75万円

の算出の根拠は、原告、いわゆる寺町氏側でございますが、原告の損害賠償請求額が2,266万5,138円でございます。そこから、今回確定しました賠償額が1,697万1,051円でございます。その差額の10%プラス日本弁護士会の標準報酬であります18万円を加えました額を今回補正額として計上をさせていただきましたし、これまで、平成12年から弁護士さんには訴訟に係る着手金の支払いをさせていただいてきましたが、着手金のみで今日まで来ております。したがって、今回このように判決が確定いたしましたので、その精算の意味合いが含まれております。

それから、最後の4点目の、最高裁の決定の中に、民事訴訟法で上告ができる場合にはということで、条文が示して決定がなされております。そのことにつきまして、弁護士さんからのコメントはあるかというお尋ねでございますが、弁護士さんからのコメントはございません。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（星野勇生君） 水谷副市長。

○副市長（水谷敏行君） 少し補足をさせていただきます。

まず1番目の御質問ですけれども、訴訟費用につきましては通常実務的に訴訟費用を求めることはございません。今回の原告の寺町さんですが、四十何本、こういった住民訴訟をやられておりますが、どちらが勝った場合でも、双方でこれまで訴訟費用をお互いに請求したことはございません。一般的な実務的にも、先ほど部長が申しましたように、手続が非常に煩雑であること、それから訴訟費用そのものが、今回一審ですと1万3,000円、二審でそれの5割増しぐらいでございます。その訴訟の手続をした後で、相手方が納得しなければまた裁判になります。その上で額を確定することになりますので、実務上大変面倒になってくるということもございまして、訴訟費用を請求することはまずございませんので、今回予算計上はしておりません。

それから、3番目の弁護士費用の件でございますが、通常それぞれの一審、二審、三審ごとに着手金、終結金を払っていきます。それぞれの審理が長引いた場合に、その間、間にも中間の弁護士費用という形で、大体6割、7割の金額を入れていくのが一般的でございます。今回の訴訟につきましては、一審、二審、三審とも着手金はお支払いしておりますが、一審、二審の終結金はお支払いしておりません。三審の場合、当初準備書面を出しまして、それ以外何もございませんので、三審の終結金というのは一般にあり得ないということでございますので、当初、私も成功報酬については三審はないというふうに思っておりましたが、調べてみますと一審、二審で終結金をお支払いしていません。そういうことがございまして、トータルでの終結金をどうするかということで、その金額の根拠といたしましては、先ほど部長が申したような成功報酬ということで、当初の金額に比べての成功報酬の金額に対する歩

合ということで算出をさせていただきました。一般的に、大体着手金、それから終結金につきましても大体60万から80万ぐらい、こういった住民訴訟では自治体としてはお支払いしているのが一般的だというふうに理解をしております。

それから4番目の御質問でございますが、今回上告いたしましたのは市ではございませんで、原告側が上告をしたということでございますので、その上告に対して、上告されれば当然、市、渡船組合も最高裁へ行きますので、その関連の中で、最高裁のこれまでの判例に対して疑義があるという判断のもとに附帯上告をしたということでございますが、最高裁の判断は、先ほど飯田議員がおっしゃったふうであったということでございます。

ただ、こういった判決で2年3ヵ月もかかるというのは極めて異常だというふうに思っておりますので、そう意味では、私どもは憤りを感じているというのが実態でございます。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（星野勇生君） 4番 飯田洋君。

○4番（飯田 洋君） 2番目の、今回でも弁護士費用が増額されておりますけれども、この弁護士費用というのは渡船組合との負担割合というのはないのか。独自に海津市が依頼をしたということで、渡船組合は渡船組合で支払い、今回の場合は海津市が独自にお願いをしたということで海津市分のみということで、渡船組合の負担分はないというふうに解釈してよろしいでしょうか。

○議長（星野勇生君） 建設部長 伊藤恵二君。

○建設部長（伊藤恵二君） ただいま飯田議員さんのお尋ねでございますが、海津市分の弁護士費用はお示しさせていただいたとおりでございますが、両渡船組合からの弁護士費用は承知いたしておりません。市分のみ把握しかいたしておりませんし、そのような補正しかさせていただきますいておりません。

[挙手する者あり]

○議長（星野勇生君） 4番 飯田洋君。

○4番（飯田 洋君） もう少し細かいことですが、もう1点だけ、通常上告しますと印紙代といいますか、今回ですと1,600万何がしのことについて附帯上告しておるんですけども、これの上告費用ということでこちら側にも裁判所の費用がかかると思うんですけども、こういった費用というのはなかったという解釈でよろしいでしょうか。ちょっと私も勉強不足でわからないんですけども、教えていただきたいと思うんですが。

○議長（星野勇生君） 建設部長 伊藤恵二君。

○建設部長（伊藤恵二君） ただいまのお尋ねでございますが、訴訟に係ります印紙代等の諸費用についてのお尋ねでしょうか。

○4番（飯田 洋君） 上告提起の費用ということで手数料というのがあるんですが、この費用というのがなかったという解釈でよろしいでしょうか。

○議長（星野勇生君） 副市長 水谷敏行君。

○副市長（水谷敏行君） 三審の訴訟費用につきましては、訴訟の段階で印紙代として既に支払っております。今回の判決で、三審については訴訟費用は双方で負担するというございますので、その費用についてはそのまま市で負担するというございます。もし何らかの訴訟費用について判決があればそれに従うわけですが、先ほども申しましたように、実務上はお互いにそれを請求することはあり得ないというのが現状のございます。既に訴訟費用については、訴訟提起したときに支払い済みのございます。

○議長（星野勇生君） 他にありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野勇生君） 1番 六鹿正規君。

○1番（六鹿正規君） 旅費についてお尋ねします。

40万円ですか、これは何人分というふうに解釈をしたらいいのか、その点をちょっとお尋ねしたいです。

○議長（星野勇生君） 企画部長 福田政春君。

○企画部長（福田政春君） 一応予算計上してありますものは、市長を含めて2名分という計上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（星野勇生君） 1番 六鹿正規君。

○1番（六鹿正規君） 相手側の方から要請があったといいますか、これは私の推測によるどころでは、恐らく万博に関連してですかね。ちょっとお尋ねします。

○議長（星野勇生君） 企画部長 福田政春君。

○企画部長（福田政春君） 現在行われております上海万博とは別のございまして、中国の江西省を含みます周辺5省で構成されております中での中国の中部投資貿易博覧会という、別の中国内部の5省での開催をされております博覧会のございます。

○議長（星野勇生君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（星野勇生君） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第45号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野勇生君） 異議なしと認めます。よって、本議案については委員会の付託を省略

することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野勇生君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第45号 平成22年度海津市一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りします。本議案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野勇生君） 異議なしと認めます。よって、議案第45号 平成22年度海津市一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（星野勇生君） 以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これをもちまして閉会いたします。

（午前9時48分）

上記会議録を証するため下記署名する。

平成22年7月21日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員